

飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会（第17回）

議事録

1. 日時 令和7年2月27日（木）13:30～15:45
2. 場所 飯舘村交流センターふれ愛館「ホール」
3. 出席者（敬称略、順不同）
委員：中川、原田、菅野、高橋、高野、嶋原（新）、嶋原（良）、
嶋原（清）、真壁
遠藤、信濃、田中、万福
事務局：飯舘村総務課、村づくり推進課、産業振興課、建設課、長泥行政区、
環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室、
福島地方環境事務所中間貯蔵部土壌再生利用企画課
株式会社エックス都市研究所
オブザーバー等：内閣府、復興庁、福島県、相双建設事務所、相双農林事務所
公益財団法人原子力安全研究協会
NTCインターナショナル株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社
4. 配布資料
資料－1 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱（案）
資料－2 飯舘村長泥地区環境再生事業の実施状況について
資料－3 除去土壌の再生利用に係る理解醸成活動について
資料－4 今後の運営協議会について（案）
参考資料－1 飯舘村長泥地区環境再生事業の過年度栽培試験等における作物
別放射性セシウム濃度について
参考資料－2 飯舘村長泥地区環境再生事業の視察・広報等について
参考資料－3 環境モニタリングの結果について
参考資料－4 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱（改定案）
5. 次第
 1. 議 事
 - （1）飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱（案）について
 - （2）飯舘村長泥地区環境再生事業の実施状況について
 - （3）除去土壌の再生利用に係る理解醸成活動について
 - （4）今後の運営協議会について
 2. その他

6. 議事等

(挨拶)

事務局 これより、第17回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。はじめに皆様にお願いがございます。いつも同じお願いで恐縮ですが、1度に複数のマイクのスイッチが入りますとハウリングを起こしますので、ご発言の時だけマイクをご利用いただきまして、ご発言が終わりましたらスイッチを切っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

最後に報道関係の皆様にお願いがございます。今回の協議会の公開の取り扱いにつきましては、事前に委員の方にご了解をいただき、協議会の全部を傍聴していただくことが可能でございますが、本協議会の会場内での撮影につきましては、冒頭の環境省挨拶までとさせていただきますので、ご了承ください。また会議中の音声録音はご遠慮願います。

では、はじめに本日の資料の確認をさせていただきます。議事次第に沿って確認をしていきたいと思います。まず資料－1、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱（案）、この後は横版の資料になります。資料－2、飯舘村長泥地区環境再生事業の実施状況について、資料－3、除去土壌の再生利用に係る理解醸成活動について、資料－4、今後の運営協議会について（案）。

ここからは参考資料になります。参考資料－1、飯舘村長泥地区環境再生事業の過年度栽培試験等における作物別放射性セシウム濃度について、参考資料－2、飯舘村長泥地区環境再生事業の視察、広報等について、参考資料－3、環境モニタリングの結果について、最後はまたA4の縦版になりますが、参考資料－4、飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会設置要綱（改定案）、以上が本日の配布資料となっております。資料に不足がございましたら、挙手いただければ事務局が参りますが、いかがでしょうか。

それでは、協議会の開会に先立ちまして、事業実施主体であります環境省より、環境再生・資源循環局の中野参事官からご挨拶をいただきます。参事官、よろしくお願いいたします。

環境省・中野 皆様、本日もお忙しい中、この協議会、こちらにご出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は、ただ今ご紹介いただきました、環境省で環境再生事業担当参事官をしております中野と申します。この長泥地区におきまして、これまで行われてまいりました環境再生事業につきましては、皆様の深いご理解と多大なるご協力を賜ってきたところでございまして、重ねて御礼申し上げたいと存じます。

その中で今年度、第4工区につきましては暗渠工事まで完了して、農地の基幹となる施設が完成したところでございます。今後は飯舘村さんですとか、地元の皆様方にこれをお引き渡しして、農地として活用いただきたいというふうに私どもとしては考えて

いるところでございます。

また地元の皆様をはじめ、関係機関の皆様からの多大なるご協力を賜りまして、これまでの事業の中で得られた知見などを基に現在、除去土壌の再生利用に係る基準ですとかガイドライン、こちらの検討も進んでおりまして、来月までには、そちらも取りまとめたいというような状況となっているところでございます。

さらには、全国でのこの環境再生事業の理解醸成という観点から、これまでも福島県内外から多く、この長泥地区の取組について知っていただくため、見学ツアー、視察というものをさせていただいたところでございます。地元の皆様にも、多大なるご協力を賜ってきたところでございます。これまでに、のべ約 5,000 人弱の方に、長泥地区にお越しいただくようなことをやってまいったところでございます。

本日はこの後、令和 6 年度における環境再生事業の実施状況ですとか、来年度の広報活動に関する計画などをご報告申し上げ、また個々の進め方などについてもご説明申し上げたいと思いますし、それについて皆様方の、ご忌憚のないご意見を頂戴できればと存じますので、何とぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。はじめにお願いをいたしましたとおり、カメラ撮影はここまでとさせていただきます。

(1) 飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会 設置要綱（案）について

事務局 それでは、議事に入らせていただきます。議事 1 といたしまして、本運営協議会の設置要綱（案）について、配布資料－1 に基づき事務局からご説明をさせていただきます。

資料－1、こちらの A 4 の資料になりますが、下線を引いてあるページ、2 ページ目、ここが委員構成に変更があったところでございます。この後のご説明につきましては、最後のページ、新旧対照表がございますが、こちらでご説明させていただきたいと思います。太文字の部分が、今回、新たに委員としてご参画をいただく方になります。左側の新の方をご覧いただきまして、上から順にご紹介させていただきます。飯舘村の副村長の交代に伴うものでございますが、新しい委員として中川喜昭副村長。

飯舘村・中川委員 よろしく願いいたします。

事務局 次に今年度から飯舘村農業委員会の会長になりました、原田直志様。

原田委員 よろしく願います。

事務局 続きまして、長泥行政区の副区長の高野和幸様。

高野委員 よろしく願います。

事務局 それからもう一方、比曽行政区の区長になられた須藤一様がいらっしゃいますが、本日、急きょ所用のためご欠席とご連絡をいただきました。以上の 4 名の皆さんに今回、ご参加いただくことになりました。特にご異議がなければ、本日付でこの設置要綱を改訂させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(2) 飯舘村長泥地区環境再生事業の実施状況について

事務局 それでは、議事－２に入らせていただきます。飯舘村長泥地区環境再生事業の実施状況について、資料－２を用いまして、環境省福島地方環境事務所の赤石沢企画官と岸課長から、ご説明をいただきます。はじめに赤石沢企画官から、ご説明よろしくお願ひします。

環境省・赤石沢 それでは、資料－２に基づきまして、環境再生事業の工事を含めた実施状況についてご説明します。福島地方環境事務所の赤石沢です。よろしくお願いします。

１ページ目をご覧いただきたいと思います。まず全体工程ということでいつも示しているものですが、今回もご説明します。まず上から、２～４工区ということで、令和６年度から維持管理工事として、除草関係とか水路の清掃、こういったことを実施しているということです。次のところですが、運搬、盛土工事、これは作土を運搬しまして、３工区から２工区という順番で進めていくということで予定しています。

まず上段の３工区ですが、先般、工事の契約が終わりまして、４月から作土の運搬を始める予定にしております。おおむね年度内、２月ぐらいをめどに畦畔の仕上げまでやっていくと、そういうことになります。それから２工区につきましては、まだ契約をしておりますけれども、第２四半期、７月ぐらいには契約して、９月ぐらいから作土の運搬を開始していくということにしております。それから暗渠排水工事ですが、４工区は先ほどご説明があったとおり、１月をもって、ある程度の設置は終わりました。この後、管理孔の通水試験とかをやって、暗渠の確認をしていきたいということです。

３工区ですが、先ほどお話ししましたように、４月から盛土を搬入次第、各区画ごとに整備をしていって、暗渠を区画ごとに追っ掛けながら設置していくと、そういう工事になります。２工区につきましては、これから工事を発注するということもありますけれども、同様に運搬をしながら整地して、その後、暗渠を随時入れていくと、そういう予定になります。復旧工事ですが、旧再生資材化ヤードもありますけれども、これらを含めて随時、仮設のストックヤードの復旧工事を継続していくということになります。

１工区ですが、順番にいきますと調査関係は、２月２日に地元の皆様含めて、事業のエリアが変わったということもありまして、事業の説明をさせていただいて、事業同意を行ったというところでして、地権者１３名の方のうち１２名までいただいたと。１名は、ちょっとこちらの不手際もありまして、追っ掛け同意をいただくという工程になっております。

設計の状況についてですが、予備設計を令和５～６年、２カ年でやってきました。これで粗々、基本的な配置計画を立てたという状況になっていまして、今年の２月

から詳細設計の契約を今、締結しまして、順次、設計を進めているという予定にしております。この詳細設計に関わって、県道 62 号線、それから 2 級河川、比曽川のそれぞれの協議を進めながら、設計を固めていくということで進めていきます。

次に県道 62 号線の拡幅工事ですけれども、支障物として NTT 柱がありますので、これらの移設をしながらということで、1 工区の北側、一番狭い所の道幅が約 4 m になっておりますので、東側の十文字地区は県の 3 種 3 級ということで、8 m の幅員を持った道路になりますので、これに合わせて、1 工区の北側の所の県道を 4 m から 8 m まで拡幅して、安全対策を講じていきたいと思っています。

最後ですけど、1 工区の盛土工事につきましては、今ほどご説明しましたように関係機関との協議をしながら、詳細設計で工事発注の図面を作りながら、その状況を見て工事の発注、着手をしていきたいという予定にしております、8 年度からというふうにスケジュールが入っておりますけれども、この工程表にはちょっと入れてないという状況になります。

続きまして、2 ページをご覧ください。令和 6 年度の実施内容ですけれども、モニタリングを含めた点検業務の実施をしてまいりまして、4 工区も含めた水田、水路等の点検、それから緊急時、大雨が降った後とか、そういった点検等、実施してまいりました。維持管理工事についても、お話ししたとおり除草関係をメインにやってきたということと、暗渠の施工もこの工事で実施してきたということです。

4 工区につきましては、令和 7 年度に飯舘村に引き継ぐという予定になっております。2～3 工区につきましては、今お話ししましたように作土を随時運搬して、3 工区から作土の残り 30cm を仕上げていくという予定にしております。真ん中に 4 工区の暗渠排水工事の施工の写真が載っています。最初に床掘りをして、随時、管を設置して、疎水材を入れて、管理孔の設置をして最後、完了と、こういったことをやってきております。

令和 7 年度の予定ですが、2～3 工区の維持管理作業をしていくと、それと点検業務も引き続きやっていくという状況です。それから 4 工区につきましても村に引き継ぎますが、土留の関係ですが、L 型の擁壁、こういったことと、大雨や地震が起きた時の緊急時の点検をしっかり実施していきたいということと、工事の時に実施してきたモニタリングにつきましても、引き続き環境省で実施ということにしております。

3 ページをご覧ください。1 工区の実施内容の詳細になりますけれども、先ほど言ったとおり予備設計はもう終了しているという中で、この 2 月から詳細設計を開始しているという状況になります。続きまして 2 段目の矢印ですが、先ほどお話ししましたように、県道 62 号線の安全対策のための拡幅工事をして、1 工区の盛土工事が終わるまでの間、設置していくということと、拡幅に関わる工事のヤード、ここにつきましては、地元の皆さんのご理解を得ながら借地を行わせていただいて、工事を実施して

いくという予定にしております。よろしくお願いします。

3つ目の矢印ですけれども、福島県により 10 月 17 から 18 日の 2 日間で埋設文化財の調査をしてまいりましたが、文化財はないということが確認されております。それから 2 つ目の囲みですけれども、詳細設計の内容ですが、測量関係として用地、河川、道路の測量、それと地質関係の調査ということで、河川構造物であるとか盛土の基盤の調査をします。そして設計ということで、先ほど来言っている比曽川の河道の設計、それとほ場の盛土の造成の設計、ほ場内の道路の設計とか、そういったことを進めていくという状況になります。

それから 4 ページ、ご覧ください。今ほど文章で説明しましたけれども、1 工区の航空写真になります。今回、1 工区の盛土をする範囲は、黄色の点線で囲まれた予定区域になります。ほ場の中心を 2 級河川の比曽川が流れておりますけれども、これを南側に改修して付け替えをして、北側にほ場を集約して整備していくと、そういう予定になります。県道 62 号線の所に点線で示してありますけれども、ここが今回、4 m 道路を 8 m まで、県の規格に合わせた道路幅にして仕上げていきたいなと思っております。

続いて、5 ページをご覧ください。先ほどお話ししましたように、大雨とか緊急時の対応のために、4 工区、これから地元の皆さんが引き継ぐということも含めて、長泥地区において大規模な地震、それから大雨等を想定した、緊急の復旧対応訓練を実施しております。12 月 19 日の 10 時から約 50 分間、関係業者を含めて実施しております。

訓練の内容につきましては、訓練の各現場の業者、それと事業者の体制の確認と、実際に想定した連絡をしながら訓練を実施したということです。それから画像の送信なども含めて実施するなど、関係機関への連絡もできるような訓練を今回、初めて実施しております。私から工事の内容の説明は以上になります。

事務局 続けて、岸課長からお願いいたします。

環境省・岸 土壤再生利用企画課の岸です。私の方から 6 ページ以降のご説明をさせていただきます。6 ページ、水田試験、転換畑試験についてご説明します。令和 5 年度に続き、完成したほ場で 4 工区の一區画、402-1 という工区でございしますが、そこに波板を設置しほ場を分割しまして、西側に水田、東側では、令和 5 年度までは水田試験をやっていた所を今度は畑に転換して、転換畑試験ということで実施させていただきました。

水田試験は同一區画で 2 年目の水稻栽培となります。品種は「里山のつぶ」となります。転換畑試験ではダイズと飼料用トウモロコシを栽培しまして、畑に求められる機能について確認したということでございます。右側に写真を載せておりますが、水田試験の方は 4 月から苗の植え付け、生育調査、刈り取りとやってまいりました。転換畑試験の方も同様に、植え付けから刈り取り等を行ったというものでございます。

めくっていただいて、7 ページの結果の方についてでございます。まず最初に水田試験の方の結果になります。農林水産省の方で定められている水田の基準というものに当てはめてどうだったかというところをまとめてございまして、上の枠囲みの最初の

現場透水性試験の結果というところで、透水係数 10^{-5}cm/sec のオーダーで、基準値の範囲内であったということが分かりました。

また排水性につきましては、減水深の平均は、ちょっと基準値の値を下回ってしまったという状況でございました。平均、減水深の基準は 20 から 30mm/d というところが、実際、4 工区の方で調べたところ、9.4mm/d だったという状況です。これにつきましては理由として、令和 6 年度は雨がかなり多かったというところで、中干し期間に亀裂が十分に発生しなかったということが考えられる状況でした。ただ暗渠排水については、バルブを全開にした際に、排水能力については、基準は上回っているということで、これまで多くの観測結果は基準の範囲だったということも分かってはおります。

続いて地耐力試験でございますが、代かき時と耕うん時、収穫時の地耐力ということで調べてございまして、代かき時では最小値というのを上回りましたが、耕うん、収穫時には一部、目標値、最小値を下回る結果となっている状況です。なお、表層から 5cm 以深の地耐力が基準値を満足していることから、これまで農業用機械を使った作業において、特に問題は生じていないという状況でもありました。

続いて、8 ページをご覧ください。こちら水田試験の結果の続きになります。有効土層の保持という試験項目については、土壌構造については適切な処理が不要となる硬度であることを確認できた状況でした。畦畔機能につきましては、目視等により、基準等に記載されている畦畔機能を満足していることを確認できたという状況になってございます。下に土壌の断面の写真ですとか、畦畔の写真を載せております。

続いて、9 ページをご覧ください。転換畑試験ということで、ダイズと飼料用トウモロコシを栽培した畑になりますけれども、そちらの基準としては、透水性の基準については、降雨後、表面水が 1 日以内におおむね排水されているということは確認しております。また有効土層の保持という部分につきましては、土壌硬度については、適切な処理が不要となる硬度であることを確認したといった状況でございました。

続いて、10 ページをご覧ください。傾斜畑試験ということで、4 工区の一番東側の農地になります。406 工区と呼んでおりますが、そちらに整備しました傾斜のある畑において、8 種類の畑作物を栽培しました。この 406、勾配が少し異なっておりまして、左側半分は勾配 5 %、右側半分が勾配 0.4% という形になっておりましたので、その勾配の違いによる作物の生育の違い等を確認するといった試験を行ったものでございます。

栽培作物はインゲン、ジャガイモ、レタス、ブロッコリー等。そこで、それぞれの区域に同じ作物を育てながら試験をしたものになっております。また土壌侵食抑制のために、畝は傾斜に対して直交に配置したり、水はけ促進のために心土破碎等を実施したり、あと水がたまりやすいといわれてきた場所に、排水溝や排水口を設置したといったことも行いました。

その結果でございますが、11 ページをご覧ください。まず放射線に関する安全性と

ということについては、一般食品の基準 100Bq/kg より十分小さい値となっていることを確認でき、後ほど次ページ以降でご説明いたします。

生育状況についてでございますが、傾斜区と緩傾斜区で作物生育の差は確認できませんでした。ただし一部、作物に湿害が発生しました。その原因として、試験エリアに設置した排水口が高く、排水がうまくできていなかったことが考えられます。また傾斜があるということで、大雨が降った後に作土が流出するのではないかとということが心配されておりまして、県道側に土塁を設置しておりました。その結果、期間を通して作土の流出というのは確認されなかった状況でございます。

下に写真を載せておりますが、左側が傾斜畑で、水がたまりやすい所に排水溝ですとか排水口、あと土塁を設置したり、ポンプによる排水も行っていたという状況でございますが、ちょっとこの部分に近い所で育てた作物については、湿害が発生してしまったという状況でございます。

右側の生育状況の写真ですが、カブ、コマツナといった写真が載っておりますが、傾斜による生育の違いというのはあまりないという状況です。下はハウレンソウの湿害状況ということで、1例でございますけれども、それぞれの区でちょっと水のたまりやすい所では湿害が発生したという状況でした。

12 ページをご覧ください。今ほどお話ししました、栽培試験の放射能濃度の結果になってございます。表の中、左の方が水田試験の結果ということで、玄米、もみ、稲わら等の放射性セシウム濃度というのを載せております。令和6年度、玄米は 0.4Bq/kg といった数値でございました。また転換畑試験のダイズ、飼料用トウモロコシの方もご覧いただければと思いますが、ダイズは 2.0Bq/kg、飼料用トウモロコシは 0.3Bq/kg といった状況です。右側は傾斜畑試験の作物を載せておりますが、0.7 Bq/kg、0.4 Bq/kg といった状況です。

なお、参考資料の方に過年度の放射性セシウム濃度の方をまとめてございまして、参考までに、参考資料－1 をご覧いただければと思います。参考資料－1 の1 ページ、2 ページの方に過年度の結果の方をまとめてございます。

ここに載せておりますもので、一番古いものは令和2年度からの数字になりますが、工区が2工区であったり、ということで、場所は若干違いますけれども、これまで調べてきた放射性セシウムの濃度としては、ご覧いただいているような数値で、基準値を大幅に下回る数値が毎年、確認できているという状況でございました。資料－2 の方の説明については、以上になります。

事務局 ありがとうございます。ただ今の赤石沢企画官、岸課長、お2人からのご説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。地元委員。

地元委員 いろいろと長泥行政区、お世話になっております。今後とも一つよろしく願います。2点ほど、気付いた点で教えてもらいたいのですが、まず、3 ページです。今後1工区についていろいろとやるわけなのですが、1工区に盛土する前の作業ヤード

ですか、分類したり、いろいろやるとこ、あそこのヤードについては、どこら辺で決まっているのか、これから検討するのか、そこら辺のところをお願いしたいと思います。当然、行政区でもそうですし、何かあった際には協力する時は協力するという段階で、場所など何も分からないで進められていればと思いましたが、よろしくお願いします。

あともう一点は、4 ページですが、1 工区について、県道 62 号線を 8 m に拡幅して工事が始まるということですが、当然、8 m になった場合、今後この作った道路というのは将来的にどうなるのか、例えば解体して元に戻すのか、または県の方と協議をしながら、それが新しい道路として使用できるのか、そこら辺をひとつ教えてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

事務局 赤石沢企画官、お願いします。

環境省・赤石沢 まず 1 点目ですけど、1 工区の盛土する前の作業ヤードっていうことでお話がありましたけれども、旧再生資材化ヤードのプラント設備のことですね。

地元委員 はい。

環境省・赤石沢 先ほどちょっとご説明させていただいたように、今、詳細設計をしていて、その中で該当ヤードをどこにするかをちょっと検討して、また地元の皆さんにいろいろ調整していただきたいということで、今時点で決まったものはありません。

それと 2 点目の県道の最小のところは 4 m ですけど、それを県道の規格の 8 m まで広げるということになるのですが、先ほどちょっとご説明させてもらったように、1 工区の工事が終わるまではそのまま当然、使わせてもらおうと。それで終わった後は、今、福島県と協議をしております、その協議の結果をもって残す、残さないを決めていくということで考えています。

事務局 地元委員、今の回答でよろしいですか。

地元委員 はい。

事務局 他にご意見などいかがですか。それでは、もし何かありましたら最後にまたお聞きしますので、次の議題に入らせていただきます。

(3) 除去土壌の再生利用に係る理解醸成活動について

事務局 それでは議題の 3 つ目になりますけれども、除去土壌の再生利用に係る理解醸成活動について、資料－3 を使いまして、環境省福島地方環境事務所の岸課長からご説明をお願いいたします。

環境省・岸 資料－3 をご覧ください。1 ページでございますが、こちら今年度、実施した長泥地区環境再生事業に係る理解醸成活動の概要になってございます。この再生事業では、長泥地区の皆様本当にご協力いただきながら、長泥地区での取組ですとか、本事業で得られた成果を発信して、再生利用の本格化に向けた理解醸成活動を展開していただきました。

具体的には、見学会を行ったり、ツアーを実施させていただいたり、視察などの対応をしてきました。また広報コンテンツの作成ということで、パンフレットの作成等を行って、広く皆さんに知っていただく取組をしたり、各種媒体を通じた情報発信ということで、環境省のホームページですとか、SNS 等を使った理解醸成の活動も行っていました。令和7年度以降も引き続き、さらに継続をしていきたいと考えております。現地に来られた方からは、「マスコミを含めて、もっと多くの人に知ってもらう必要があるのではないか」といったコメントをいただいております。

2 ページをご覧ください。こちら、特に令和6年度に新しく実施した取組等をピックアップしたものでございます。1 つ目は、ビニールハウスを昨年の4月から新しく2棟設置してオープンしまして、その中で花き栽培を始めたという状況でございます。栽培したお花については、理解醸成活動として、各種イベントですとか視察、見学会の参加者の方に配布等させていただいて、皆さんに知っていただいたという状況でございます。花束の制作や送付先についても記載のとおりでございます。また押し花カードや花束の制作等について、地元の栽培支援員の方にもご協力いただきながら、参加者の方にお配りさせていただきました。

また、さらなる理解醸成を目的としまして、長泥地区環境再生事業に係る広報拠点施設を現在、整備中でございます。完成後はビニールハウスや造成農地と一体として、さらなる理解醸成を図っていききたいと考えています。左下の航空写真の方をご覧くださいければと思いますが、ビニールハウス2棟ございまして、その一番低い場所に土地をお借りしまして、環境省の広報拠点施設を今、設置しているところでございます。またその隣には駐車スペースもお借りしまして、例えば大型のバス等で来られた方についても駐車していただいて、広報拠点施設やビニールハウスを見ていただけるような場所として、整備させていただきたいというふうに思っております。

めくっていただきまして、3 ページをご覧ください。一般見学会や視察等の対応状況についてまとめた資料になってございます。まず一般見学会ですけれども、令和6年度は5月から11月までに毎月1回、合計7回、開催いたしまして、合計119名の方にお越しいただきました。県内が78名、県外38名ということで参加いただいております。

視察等につきましては、1月末までにのべ1,236名の方にお越しいただいたという状況で、主な視察者としては、下に書いてございますが、行政機関として経済産業省や農林水産省等、高校生として聖光学院高校や、県外から栃木県立大田原高校の学生さんなどにもお越しいただいて、ご案内したという状況です。大学についても、各地の大学からお越しいただいております。

その他、国際機関等からも視察に来ていただいているといった状況で、この一般見学会と視察の方を合わせた数値が、右上の棒グラフの方に載っております。2024年度は1月末時点で、1,335名の方にお越しいただいており、2021年度以降のべにして5,000人弱の方にこれまで見学をいただいたりしているといった状況でございます。

最後、4 ページになりますが、先ほどお話ししました、広報拠点施設の概要について載せてございます。施設の名称としましては、左上の青い字で書いてございます、「花の里、ながどろ、環境再生情報ひろば」という施設名称とし、略称としては、平仮名で「ながどろひろば」というふうにしたいと考えております。

右側の設置目的ですが、当該施設は長泥地区に根差した広報拠点として、長泥地区の紹介ですとか、この環境再生事業の実施経緯を含めた情報を発信して、さらに中間貯蔵施設に貯蔵管理されている除去土壌の再生利用や、県外最終処分についての情報も発信する拠点として、活用していきたいと考えております。また地元の方が気軽に入って休憩や談笑ができる場として、また一般来館者等と交流していただくような、双方向のコミュニケーションの場となる、親しみやすい空間としていきたいというふうに考えております。

左側の表の所に運用開始時期を載せており、令和7年4月を予定しております。開館の時間帯としては10時から16時、休館日として毎週日曜日、月曜日、年末年始等を休館にしたいと思っております。また運営についても、常駐1人以上ということで人を配置しまして、館内の来館者対応に当たっていききたいと考えております。機能としては、視察・見学スペースや、備品等保管スペース等を置いたり、またトイレや倉庫も設置して、この理解醸成活動等に資するような施設にしたいと考えております。

5 ページ目が、先ほどもお話ししたことの繰り返しになりますけれども、この広報拠点施設の活用についての目的としましては、1 つ目の丸でございしますが、県内外から長泥地区を目指す目的施設とされ、実際に現地を見て、長泥地区の再生利用の状況について知っていただける場としたいと思っております。

また1～4 工区の造成農地や、ビニールハウスとこの施設を一体として活用して、さらに地元の方、栽培支援員等の方に、語り部のような形で可能であれば協力をぜひいただきながら、今後の理解醸成活動もさらに行っていききたいと考えております。地元、長泥の人たちとの交流の場を設けて、地元の思いを知っていただく場としていききたいと考えております。

こういった取組を進めて、下の枠囲みになりますけれども、理解醸成の目指すところとしては、除去土壌等の県外最終処分の実現や再生利用の推進に向けて、その必要性ですとか安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成、社会的受容性の段階的な拡大・深化を進めるといったことを目指していききたいと考えております。

こちらの理解醸成の詳しい内容につきまして、参考資料ー2 をご覧いただければと思います。参考資料ー2 の1 ページ、2 ページは、今お話ししました視察等の対応の取組についての写真を載せてございます。また3 ページ目には、各学校、高校の視察等、見学等の状況について載せてございます。

4 ページ目は、一般見学会に来ていただいた方のアンケートを行った結果を載せてございます。来られた方、右側にアンケート結果というのを載せてございますが、来て

いただいた方が、長泥の環境再生事業について理解していただいたかという設問については、「よく理解できた」と「大体、理解できた」といった方が高くなっていたという状況でございます。

また除去土壌の再生利用について、自分の住んでいる地域で実施するというものについて、どう思いますかといった設問についても、「良いと思う」「どちらかといえば良いと思う」といった方が、視察の結果、こういった反応をいただいているというような状況になっております。

5 ページもアンケート結果で、左側の横の棒グラフの方でございますけれども、長泥地区の再生利用施設の見学会で印象に残ったことをお願いしますといった設問について、一番多かったのが「水田」と、「水田を見て、印象に残った」といった方が多くございました。あと「花の栽培」「ビニールハウスを見た」、また「放射線の測定」、回答もそういったところの印象が一番高かったというところでございました。アンケートの意見の部分でも、放射線の測定のことですか、あと「地元の方のお話を聞けて、とても良かった」といった結果がありました。

6 ページ目以降は、花き栽培等についての資料となっております。9 ページをご覧くださいと思いますが、先ほどお話ししました広報拠点エリアの整備予定の配置図となっております。右側の配置図の方では、「ながどろひろば」の施設、プレハブの平屋建ての建物になりますけれども、こちらを設置しまして、そのすぐ横にトイレですとか倉庫、あとビニールハウスを一体的に利用できるように、スロープや階段を設置するということになってございます。

10 ページが施設の中の配置図になってございまして、赤い点線に沿った形で館内を歩いていただいて、中に展示するパネルですとか、液晶ディスプレイ等を使って、この再生事業の情報を知っていただくと、また地元の方と交流していただけるような場にしていきたいというふうに考えてございます。資料の説明としては以上になります。

事務局 ありがとうございます。今、資料－3と参考資料－2を使って、岸課長からご説明いただきましたけれども、これにつきまして、ご質問やご意見ございましたらお願いいたします。田中委員。

田中委員 田中です。長泥の事業もだんだん一段落してきたので、これからが重要になってくるのですが、長泥の再生事業というのは、長泥のためでもあるのだけれども、この福島県全域の再生土等をどうするかというところの、そういう基礎となるデータは、そういった経験を得るという意味で非常に大事だと、そういう位置付けだったと。だから資料－3の理解醸成のことというのはこれからはすごく大事になると思う。

その中でちょっと一言、最後に申し上げておきたいのは、理解醸成でさっき、参考資料－2かな、非常ににぎやかできれいな資料だけれども、これはこれとしていいのですが、これから大事なことは、例えば今回、双葉町の伊澤町長が、双葉町で先陣を切ってもいいと言ってくれたこと。これすごく大事なことで、この理解醸成で一番大事

なのは、伊澤さんの周り、双葉町の町民とかその関係者に、この長泥の経験をきちっと理解してもらうということです。そういう進め方が大事です。

その時に今日おいでになっている長泥の皆さんは、事業が始まって以来ずっと体感してきているわけですね、いろんなことを。だからそういう経験をそこできちっとご披露していただいて、協力してもらうという、そういう方向付けでやってもらう。単なる理解醸成で、人がいっぱい来たから良いとかと言ったって、実際にはほとんど意味がありませんからね。目的はそこにあるということだけは、外さないようにしていただきたいということです。以上です。

事務局 中野参事官、お願いします。

環境省・中野 おっしゃるとおりだと思います。今後、まさにそのような方向がより見えるような取組を、進めてまいりたいと考えております。

事務局 他はいかがですか。地元委員。

地元委員 資料の4ページですか、この中で今回、拠点施設をつくるということで、大変良いことではありますが、運営の方法で若干、疑問があったのは、今年の4月から行うということで、休館日が毎週日曜日、月曜日、年末年始ということではありますが、この休館日、本当に日曜日で休んでいいのかなと疑問に思います。

というのは、私ら長泥地区の住民もそうですが、今、実際なかなか帰ってこられない状態で、通勤の農業活動をしています、ほとんど土曜、日曜日に来るのが多いということと、あと隣接の行政区の方も当然、いろいろ長泥にみなさん来る時は、やはり土曜、日曜日とかの方が動きやすいと。

あと今、田中委員が言ったとおり、これからこういうPRをする時に現場に来てもらう時に、近隣の市町村にぜひ来てもらって、やはり福島県から搬出するということもあるのですが、伊澤町長さんの言うとおりで、被害者でもあり、被災者なのですが、当然、そういうところも自分たちでやらないと、ほかの皆さんの理解も生まれないと思うんです。

そういうようなのもいろいろ含めると、本当に日曜日とか休んでいいのかなって疑問に思ったものですから、そこら辺はもう少し、慎重に検討しながらやった方がいいのかなと思ひましての提言でございます。よろしくをお願いします。

環境省・岸 ありがとうございます。開館というか、休館日を何曜日にしようかというのは、ちょっと所内でもいろいろ検討しまして、環境省の他の施設の状況も踏まえて、一旦この日曜日、月曜日という形でいこうかというふうには考えてはいるのですが、実際にオープンした後に、来館者の状況ですとか、今、地元委員からもお話いただいたような対応が必要そうだとということになれば、そこは柔軟に対応していきたいと考えておりますので、いただいたご意見も踏まえながら、今後、検討していきたいと思ひます。ありがとうございました。

事務局 他はいかがでしょうか。では、また何かご意見があれば最後に伺わせていただいて、

議事はちょっと進めさせていただければと思います。

(4) 今後の運営協議会について

事務局 続きまして、4つ目の議事に入らせていただきます。今後の運営協議会について、資料－4に基づきまして、引き続き岸課長にご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

環境省・岸 資料－4の方をご覧ください。「今後の運営協議会について」ということで、案の方を事務局の方でご提案させていただきます。1ページをご覧ください。これまでの経緯ということで簡単にまとめてございますが、この飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会については、2018年の第1回開催時から、地元関係者や学識経験者の皆様も交えながら、事業の進め方や進捗に応じて発生する様々な課題等について、まさに当初はゼロから協議をさせていただいたと認識しております。

最初に協議する内容として、協議会の設置要綱というものを策定しまして、その中でこの下の枠組みでございまして、(1)から(3)について協議をしようということと規定されております。(1)は、除去土壌の再生資材化・農地の造成に関する事、(2)は、造成した農地における栽培等に関する事、(3)として、その他、環境再生事業等の推進に関する事を協議しようといったことで、これまで16回、本日を含めて17回の協議会を開催させていただいてきたところでございます。

次のページに、これらの協議事項の結果について、概要みたいな形でまとめさせていただきました。2ページをご覧ください。最初に、(1)の除去土壌の再生資材化、造成に関する事で、どんなことが決まってきたのか、共有できてきたのかといったところをまとめてございます。

1つ目の黒丸でございまして、放射能濃度が5,000Bq/kg以下の村内の除去土壌を再生資材化して、盛土造成をしていこうということが決まりまして、それをこれまでずっと実施してきているところでございます。2つ目は、再生資材および栽培作物などの放射能濃度や、環境モニタリングを実施しながら、結果等を公表することということで、これまで実施してきております。

暗渠排水については、水田試験の結果等を踏まえ構造を検討するという事で、当初、なかなか作った農地の排水がうまくいかないといったこともありまして、いろんな排水方法を試行錯誤しながら構造を決めてきたといった状況でございます。また1工区については、比曽川の一部改修を含めて事業を行うということで、地元の方からもご意見いただきまして、現在、設計を進めているところでございます。

(2)の造成地における栽培等に関する事としましては、地元からの要望を踏まえて、食用作物や花き類および水稲栽培を行いまして、放射線に対する安全性や水田や畑地の機能に関する試験を、これまで実施してきたところでございます。また栽培関係の支援をしていただくために、地元の方に栽培支援員としてご協力いただき、地元の方の

ご意見等を踏まえながら栽培計画を立案するなど、事業内容に反映するといったことを続けてきました。

続いて、栽培した作物の放射能濃度が一般食品の基準の値より十分小さいことを確認しましょうということで、先ほどもご説明させていただきましたけれども、これまで毎年、試験を行った結果、十分小さいことが確認され続けているという状況でございます。続いて、ビニールハウスや盛土エリアにおける緑肥により、年間を通して花が咲いているようにすることということで、こちらも、ビニールハウスをこれまでいくつか場所を変えながら実施してきました、栽培等、地元の方に本当にご協力といいますか、栽培を支援していただきながら進めてきたところでございます。

(3)、その他、環境再生事業等の推進に関することとしましては、主に理解醸成活動になってきますけれども、この事業の理解を深めるために、地元の方にご協力いただきながら、時には語り部ツアーといったものも開催して、見学者とお話をいただくなどの場を設けたりしながら、取組を行ってきております。本事業に関する情報発信の窓口は環境省に一元化することと、そして正確な情報を発信することということでありまして、こちらも、これまでホームページ等で実施してきているといった状況でございます。

また工事の安全対策ということで、工事車両は一般車両の通行や交通安全に配慮することといったご意見をいただきまして、例えばワンウェイ方式の輸送であったり、誘導員を配置したりといったことで、安全対策にも努めてきたといった状況でございます。また工事スケジュール等も含めて、スケジュールを分かりやすく地元と共有することということで、協議会等を通じて適宜、共有させていただいたといった状況でございます。

こういったことをこれまで進めてきた中で、この青い矢印の所の下に黒い太字で書いてございますが、2つのことを述べてございます。1つ目は、再生資材を用いて造成した農地ですとか、栽培した作物の放射線に関する安全性について、地元や見学に来ていただいた方に、十分安全であるといったことをご理解いただいていたかなという考えでございます。また令和6年度内に策定予定の復興再生利用の基準やガイドラインへ、この長泥地区の環境再生事業の成果を反映することができたといったことが、これまでの成果といったような形でもあるのかなというふうに考えてございます。

一方、3ページをご覧ください、一部、今後の課題となっているということで、こういったものを課題だというふうに考えて載せてございます。1つ目が、再生資材を用いて造成した後の適切な管理や使用について、今後の課題かなと思っております。工事が完了した4工区や、今後、工事が完了する1～3工区について、将来にわたって再生資材を用いて造成した農地を、適切に管理・使用していくということが必要となってきます。

もう一つは、これまでも実施してきておりますけれども理解醸成ということで、再生利用に関する理解醸成のために、長泥地区の地元の方の意見を伺って、これまでの進め

方等について検証しつつ、地元の方にも引き続きご協力いただきながら、本事業のより効果的な発信に取り組んでいくということが必要なというふうに考えております。

こういった成果ですとか課題を踏まえて、4ページをご覧ください。「今後の運営協議会について」ということで、これまでの結果や課題を踏まえて、今後の運営協議会の協議事項として、下記のとおりとしてはどうかということで、ご提案になります。

(1) としましては、再生資材で造成した農地の適切な管理・使用に関すること。先ほどもご説明しましたが、完成した4工区や、これから完成する1～3工区について、将来にわたって適切に管理をしていく必要があるといったところ。使用するに当たって生じる課題というのも今後、出てくるかもしれませんので、そういった中で適宜、地元の方と解決に向けて協議する場が必要かなと考えております。

次に(2) 環境再生事業の理解醸成の推進に関することとしまして、環境再生事業の理解醸成の進捗状況について共有したり、地元の方のご知見やご協力を得ながら、新しく作る広報拠点施設の「ながどろひろば」を活用した見学者との対話や、ビニールハウスにおける花の栽培を通じた見学者との交流などの方策についても、協議をしたり提案をするという場を設けたいと考えております。

(3) その他、環境再生事業の進捗等に関することとしまして、2～4工区の工事を踏まえて、1工区の工事はまさにこれからでございますので、今後、1工区の工事の内容について、進捗状況を共有して意見交換等を行うというのが必要かなと考えております。

こういった協議事項を協議するために、矢印の下枠囲みでございますが、これまでの協議会委員について見直しを行わせていただいて、今後は、より地元関係者を中心とする実務的な会議を進めるようにしたらどうかといったご提案になります。詳細は協議会の設置要綱改定案を参照としておりますが、参考資料－4をご覧ください。

参考資料－4、赤字で書いてある部分が改定案になります。1ポツの「設置」という項目のところ、これまで「専門的・実務的見地から意見を聴取することを目的として協議会を設置する」としておりましたが、これまでの協議の結果、だいた放射線の安全性とか農地の機能性についての専門的な部分というのは、判明してきているかなといったことも踏まえまして、「専門的」というのを削除したらというご提案です。

2ポツの「協議事項」につきましては、先ほどご説明したとおり、これまで農地の造成に関することですとか、栽培試験等に関することについて協議させていただいておりましたが、今後は1つ目としては、造成した農地の適切な管理等に関すること、2つ目として、理解醸成の推進に関することというのを協議する場にさせていただきたいというご提案になります。また環境再生事業の進捗等について、ご報告等も含めて意見交換できるような場にしていきたいと考えております。

続いて、めくっていただきまして4ポツの「事務」の部分でございます。「協議会の事務は、以下の飯舘村、環境省等が共同で行う」というふうにこれまで記載しております。

して、この「環境省等」の「等」の部分には、長泥行政区の方も入ってございましたけれども、今後は飯舘村と環境省の二者で、共同事務局のような形で実施させていただけたらどうかと考えております。

また飯舘村の中に各課の名前を入れておりましたけれども、こちらシンプルに「飯舘村」とさせていただいてはどうかと。また環境省の環境再生・資源循環局の参事官室と書いてございましたけれども、こちらは削除させていただいて、今後は福島地方環境事務所の土壌再生利用企画課の方で、事務を進めさせていただきたいという提案でございます。

「その他」としまして、協議会の公開・非公開の部分について記載されている部分でございますが、これまで原則非公開ということにしておりましたけれども、今後は原則公開という形にして、必要があると認める時には非公開とすることができるとさせていただきたいということでございます。

めくっていただいて、次のページの方、「別紙」、委員の部分になってございます。大きく委員の枠組みとしては、1つは飯舘村に入っていただく、もう一つは長泥行政区に入っていただきたいということで、書いてございます。引き続き副村長や区長さんに入っていただければということの提案になっておりますが、その他のメンバーにつきましては、今後、飯舘村役場や長泥行政区と相談しながら決めていけたらというふうに考えております。

これまで入っていただいております、比叡の行政区長さんや蕨平の行政区長さん、また農業委員会の会長さんですとか、あと学識経験者の皆様については、今後、委員として参加必須という形は取らずに、3ボツの「委員等の構成」というところで、必要があると認める時はご出席いただけるといった形のところで、対応させていただいてはどうかというご提案になります。

この改定案につきましては、この場で方針として、こういった方針でよろしいでしょうかというところで、ご了承いただければと考えておりますが、最終的な案は来年度以降、行政区さん等々と作り上げながら、次回の協議会の場でご承認いただいて、改定をしていきたいと考えてございます。資料－4については以上になります。

事務局 ありがとうございます。本日ここで決めるものではないということで、今ご説明をいただきましたけれども、何かご質問、あるいはコメントございましたら、お願いできればと思います。いかがでしょうか。地元委員。

地元委員ただ今の設置要綱の件ですが、私も本協議会の方に入ったのは、途中から行政区の役員ということで参加させていただいております。今ご説明があったように営農の方に向いていくのかなというところもあるので、行政区の方としても、1工区、2工区、3工区、4工区からの地権者の方にも何名か入っていただいて、その方の意見を踏まえながらできたらいいのかなということと、飯舘村さんも、副村長さんはメンバーに現在入っていらっしゃるけれども、今後は村長さんにも入っていただきたいなと思い

ます。先日も4工区の地権者の方等への説明会があったのですが、どうしても、その場である程度の方針なりを決めてもらった方が、地権者とすれば、その後の進め方等とかについて安心できるのかなと思いましたので、今後のこの会には村長さんに参加していただいて、その場で即決ということではないと思いますが、方向性だけでもその場で地権者に説明できれば、地権者も安心できるのかなと思いましたので、私からの要望ということでお話しさせていただきました。

事務局 ありがとうございます。

環境省・岸 ご意見、ありがとうございます。また今後、村役場ですとか行政区とご相談させていただきながら、できる限りより良い会議にしていきたいと思いますので、メンバーについてもご相談させていただければと思います。

事務局 他はいかがでしょうか。地元委員。

地元委員 今、地元委員からもあったのですが、私も同意見であります。その中で今後、この4工区からの工区については、今、あらかた出来上がって、当然、暗渠も終わって、今度は農地にして生産、営農をするわけですが、そうした中で今後、周知的な考えの下では、やはり販売する方も大切になるし、担い手の問題もあるということで、当然ではあると思いますが、そのようなことで、今まではこのメンバーに入らなかった農協さんだとかに入ってもらうとか。

あとは、この環境再生事業の計画を作った時には、担い手というのが誰になるか分からないということで、飯舘村がいろいろと行政区と協議して決めたのは、どうしてもいない時には、振興公社がやるということでした。そういう段階でこの計画、この環境再生事業に取り組んで計画を作ったということでありますので、当初の計画どおり飯舘村の公社ということであれば、そこら辺の担い手も含めて入ってもらって、あとは、後々出てくれば途中からでもいいのですが、そこら辺も1つ加味した中で取り組んだ方がいいのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

環境省・岸 ありがとうございます。本当に関わっていただける方、たくさんの方に入ってきていただきたいと思いますので、実際に実務的にお話のできる方に入っていただく場にしたいと思っておりますので、また皆様とご相談しながら委員の方は決めていきたいと思っております。ありがとうございます。

事務局 地元委員。

地元委員 工事が完了した4工区の件でちょっと話を聞きたいのですが、村でも大体、計画をある程度立てていると思うのですが、どんな形でやるのか、村の話もお聞きしたいのですが。

事務局 では、飯舘村役場からよろしいですか。

飯舘村役場 環境再生事業工区における村の考えということで、私の方から、今後の地域という観点で考え等をお話ししたいと思います。ご承知のとおり、今、当該地域については作付け制限がかかっているということでありまして、まずはこの点を解除してい

かなければなりません。そうした中で今、前提条件となっているものとしましては、そこを一時利用してということを行うための協定書、再生土壌に関する協定書の部分ですね、それが揃わないと、その後の試験栽培ができないという状況になっています。

そうしたことを踏まえまして、今、村の方といたしましては、環境省の方と協力しながら、4工区の当該土地の所有者に対して説明をしながら、ご理解をいただくように努力をしているところであります。

それが整えば、工事的には今、造成がほとんど終わったというのは皆様のご理解のとおりということになりますので、次はほかの避難指示解除の時と同様の形で、試験栽培をスタートするというようなことが手順となってきます。

従いまして、試験栽培はコメと野菜、それぞれやらなければなりませんし、その試験栽培の期間としては、早ければ、村としてはそうしたいのですけれども、令和7年度と令和8年度、これを実施して、試験をして、そして制限を解除するということになるのかと思います。

今、これに対して課題となっておりますのが、その協定書を締結していただくための理解醸成の部分、あとは、4月に入れば次の農業の準備が始まりますので、これの準備をどうするか、さらには現地、実際に作付けをしていただく担い手、これを誰にお願いするかという課題が残っております。これを解決しながら令和7年、8年と試験栽培、実証栽培に取り組んで、令和9年度から出荷も含めた形で農地として使っていく、こんなことで考えているところであります。私からは以上です。

事務局 ありがとうございます。地元委員、いかがですか。

地元委員 あともう一つは、曲田地区（4工区）の場合は今回、暗渠も入れて、盛土と一緒に暗渠を入れていると。それだったら基盤整備とかは、一応、整備をした後に2年ぐらい代かきをやって、ちゃんと盤をつくってから暗渠を入れるのですけれども、今回、ただ工事して、そこで畑みたいところに暗渠を入れて、それで今度、作付けをするということなのですが、田んぼの盤ができてない所で要するに代をかくわけですから、やわらかいところもあれば固いところもあると思います。

ですから私、今回、畑で、環境省がはじめてやっていることだけれども、それが果たして曲田地区（4工区）の、これからやるのに対して、果たしてそれでうまくいくのか、試験データというのが、ちゃんと数カ月した時のあれが取れていないから、こうしてまた試験的にまた米を作る場所ありますね、そこを区切らないで全面的に行った状態で、それでどのくらいの田んぼがやわらかいか硬いかとかいうのをしないと。でないとあんまり信用できなくて、田んぼ作っている人は、恐らくちょっとひどいのではないかと思いますのだけれども、そこら辺が暗渠が下がって駄目だとかという可能性があるのも、そこら辺の確認をしないうちに次の段階で2工区、3工区をやった場合に、また大変なことになるので、考えてくれた方が良くないかと思いますが、どうですか。

環境省・岸 ご意見、ありがとうございます。暗渠がうまく排水できるのかといったご懸念

については、工事の方は終わったのですが、この後、通水試験というのを4工区の暗渠全体に対して環境省の方で行うとしておりまして、ちゃんと水が通るかというところは、まず、最初に確認したいと思っております。

また全面に水稻栽培をした方が良いのではないかといったご意見かなと思いますが、その点については今後、村とも相談させていただきながら、いただいたご意見を踏まえて、何ができるのかというのは検討していきたいと思っております。何か村の方で知見があれば、お願いいたします。

飯舘村役場 先ほどの村の計画ですけれども、あらためて場所については、この春に一時利用指定がされるというものを想定しています。4工区も今後、1枚ではなくて何枚かあるという中で、これからもし試験栽培が可能になれば、県や国と協議をして、どこで作付けをするか、テスト、場所決めの協議に入っていくということになります。そうすると場所を決めた場合に、田んぼですと、これまで皆さんにもご協力いただいて試験栽培を実施する中で、例えばそのほ場1枚を全て耕うんして、代かきして水張りをするけれども、実際に決められている面積は、コメの場合ですと5割ということになっていますので、これは最低ですね、その前年に苗を植えなかったというようなほ場も実際にはあります。それが例えば今回、今のようなお話の中で、どのように作付けをすればいいのか、試験も含めてやる場合というところは、ちょっと今、村の中でも、どうしたらいいかというはっきりとした答えは持っていないので、ここは県なり、あと今後、地域の皆さんとも協議する中で、そこを全部植えても大丈夫だという体制が整うようであれば、それも含めて、どのぐらい作付けをするかというところは決めていきたいと考えています。現時点では、1枚でやるか、あるいは最低の5割の面積でやるかという、はっきりとした決めはありません。今後の協議の中で、そこはやりやすいようにといひますか、それも踏まえて決めていくことになるかと考えています。以上です。

事務局 ありがとうございます。この件でよろしいですか。はい、田中委員。

田中委員 多分、何度か私も耳にはしているのですが、今回、再生事業やっている第1工区から第4工区、全部でどのぐらい、40ヘクタールぐらいあるのかな、50ぐらいですかね。

環境省・岸 約20ヘクタールです。

田中委員 でも、「一生懸命やっている人たちの土地の広さじゃない」という話を何度も聞いているんです。これからの問題は、長泥の人たち、飯舘村全体でも同じようなところがあるのですけれども、そういう土地を個人が今まで使ってきている。ところが、これからは多分、どう考えても個人一人一人がそういう土地をうまく活用できるような状況にはならないと思います。

そうすると長泥全体として比曽でも、比曽の区長とも話したけれど、比曽は300ヘクタールぐらいあるのかな。結局、実際に使っているというのは、その2〜3割なんですよね。だからそういう形で今後、長泥がせっかくこうやって整備したところをどう使

っていくかということについては、個人でやるのか、それとも、一部は7～8人の方に無償供与して大規模に使ってもらっているとか、そういうこともありますので、どういう形で長泥の土地を使っていくのかということについて、これは環境省だけの話じゃなくて長泥の問題として、区長をはじめとして考えていただかないと。多分、環境省の事業として整備し終わって、さっき村から、令和7年、8年度ぐらいまでの話もあったけれども、それ以降、行政区に渡された時、あっという間にまた草ぼうぼうになってしまう可能性もあるわけで、そこの辺りも少し考えていただくということが大事だと思うので。そういう意味での参考資料－4の「協議会」というのを、どう活かしていくかというのは大事だと思う。

単に地元の人を中心ということだけではなくて、環境省から地元へ渡す時に、どういう形で渡せるのかということ。その時に長泥の行政区の方も、それで良いというような満足できるような形をどうつくっていくかということが、これから大事だと思っています。多分そこは、副村長もおられるので、村の方もかなりリードしていただかないと、なかなかうまくいかないなという気がするので、よろしくお願いします。

飯舘村役場 今、田中委員の方からお話ありましたが、再生土壌を入れて、そこで作付けしようというのが多分、今から10年ぐらい、8年前ぐらいからの話で、その時に自分も担当しておりまして、そこからずっとお付き合いさせていただいております。それで今、田中委員の方からあったように、その後、どうするんだという分も、これは長泥の役員の方々とも協議しておりまして、一番は地権者の方ではありますが、やはり作れないという分については、村もフォローしますという話も、これまで何度かしてきております。

その辺は今までそういう関係でやってきたところでもありますので、今後、そういう形で他の行政区さんとも相談しながら説明させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 地元委員。

地元委員 皆さん、私はこの委員を最初から関わってきて、2回目あたりに、終わる時にはこういう懸念があるんじゃないかなと。今まさにそういうことです。5年後に、雑草は生えています、後継者は誰だか分からない、要するにお金の無駄使いをしてしまったということになりはしないか、そのために飯舘村さん、産業振興課中心に何か良いアイデアを並行して進めていかないと間に合わないよということと言った。

そのこのところの意味はこういうこと。役場は地域に任せた、県からの指示がない、国からの指示もないから、俺たちはできないと、とんでもない間違いだと思うのです。私たちはここに住んでいて、生業としてやっていかなくてはならない。私は厳しいことを地域に係わって言うのだけれども、私、道の駅の生産者会のまとめ役をやっています。

飯舘村の20の行政区の方で、エントリーしている人の数をみんな合わせると、106人おります。比曽と長泥はゼロです。蕨平の方では2人か3人います。農協に出荷して、

道の駅に出荷して何ぼなんですよ。それが復興のバロメーターなのです。私はできない、サルがいる、イノシシがいるからできないとどんな理屈をこねるのではなくて、それよりも事業をしていくのだというような発想をやっていかないと駄目なのです。

環境省さんは十分やっていたらいいと思います。正直言って私、昔、花こう岩の所でなかなか線量が下がらない時に、除染の方々が削るようにやって、除染というのはこんなにすごいのだと思いました。その結果、良くなった。ここで出番は、万福委員等をはじめとした農水省の担当者ですよ。ぜひとも、このところで、この後ろを見れば、相双地区の農林事務所の担当者がいなければならないのです。肥料がどうのとかじゃなくして、もっと大枠のことを、ぜひとも、そのようなことをやっていかないと、いわば「なあなあ」になっていきます。私も委員の1人として、この事業が成功してほしいです。私たち委員としての役割は正直、終わったと思います、実証実験も晴れてうまくいった。それ、一生懸命やってきたからです。そのスピードを落として、今まさにブレーキをかける人はいないけれども、何だか止まってしまった、予算が下りないから。そこで、はっきりと地権者さんに対しても長泥地区に対しても、何年後には自分で自立していかないと駄目ですよということを、区長さんは地域の人たちに言ってほしい。いつまでもバラ色の補助金が出る、何は出るというようなことはない、それを言わないと。そのところをきっちりと言っていく。かわいそうだけれども言わなくてはならない。大学は4年たつと独り立ちしなくてはならない。落第は許されないのです。私は、そういう危機感の下に構築していく時に達したなと思います。

そして道の駅や農協に出荷したそのバロメーターの数字は、きちっと私は担当者だから前から見ています。長泥地区、比曽地区の生産者がものを作って、少しでも売っていけば、必ずや復興は進んでいくと思います。そうしないといつまでも、悪い言葉でいうと温存主義で、いつまでも助けてくれるものと思ってしまいます。今度はもう助けるわけじゃないのだけれども、そういう発信をしていく。そして双葉町の町長さんの発言は2つの意味で理解される。本来の意味ではなく、そうなるとう福島県でみんな受け入れれば良いんじゃないのという最悪のパターンだけは、私たちはとりたくないの、やはり皆さんも協力してくださいよ。もう切羽詰まってきているので、これは環境省さんの役割ですので、再生土壌を福島県ももちろんだけれども、そちらでやっていかなければ、私たち何をやっているのだと見ますので、是非ともお願いいたします。

まとめると、期間をきっちり決めて、ここまでは環境省が応援するけれども、ここから先は時間を有効に使ってやっていきましょとやっていかないと、やっぱりただ単に時間が過ぎていくのじゃないかなと。そして何とかしてちょうだいよということを言っても、長泥さんには冷たいかもしれないけれども、もう時間が切れているからどうしようもないよと、とまでは言わなくとも、そんなときが来たのじゃないかなと。以上です。

事務局　ありがとうございました。地元委員。

地元委員 ただ今の地元委員からの貴重なご意見、ありがとうございます。まさにそのとおりだと思っているところは十分あります。だけど正直、再生事業で1工区から4工区まであって、4工区に表土が入って、いよいよ今度、長泥の皆さんの所に戻しますという流れのところまで来ているのですが、実際の表土問題と、試験栽培をして確認ができれば個人で栽培はできないという状況があつて、われわれ地元としてはあと何年したら正式に地権者の方でどうぞ自由に作れますよという形になるのかなと。1工区は当然、遅れるとは思いますが、何年後には2工区、3工区を含めて登記まで終わるのか、そこがまずボヤッとした形でしか見えてないんです。正直、私も含め、ここに参加している委員もそうなんだと思いますが、この事業が始まって以来、年数が経って、あと何年後に本当にわれわれのところに戻してくれるのか、自由にできるかというのわからないんです。恐らくここに参加している方々は、自分が元気なうちは多分、長泥のために頑張っていただけとは思っていますが、ただ長泥全体を見渡すと、どうしてもわれわれの下年代が、あそこで自分の親が長年築いてきた土地を、そのまま自分たちもやろうという方々が出てくるのはなかなかちょっと難しいのかなという状況にもあるのです。

これはこれで地元の方でいろんな機会を見つけながら、後継者を何とか1人でも2人でもと考えているところではあります、ただ飯舘村全体を見ると、よその19行政区が今、農業組合というのですか、法人っていうのですか、そういうのを立ち上げながら、土地を借りて大きく農業をやっているという事例もあるので、いろいろな行政区の事例を踏まえたりしながら、今、飯舘村役場さんともいろいろ相談はしているのですが、長泥はどういう方向が良いのかということをいろいろ検討中であります。

ただ最終的には、先ほど地元委員の方からも出ましたけれども、作るだけ作っても、売り先というのか、買ってくれる所とか、そういう流通のことも踏まえてはならないとは思っていますので、田中委員もおっしゃられているような話もありますけれども、いろいろ引き継いだ流れを長泥の役員とか、ここにいるメンバーと機会あるごとに相談していくつもりではあります。なお、さらに皆様の知恵をいただきながら、また叱咤激励をいただきながら、地元としても頑張っていかなければならないぞということで考えておりますので、今後も皆さんのお力を借りながら、三歩でも一歩でも半歩でも、ちょっと前に行きたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いします。

飯舘村役場 今、お話がありましたが、まず4工区で今年の4月以降から作物を作るということを考えています。ただ、戻した作土の土が粘土質でちょっと悪いということで、なかなか手が掛けられない状況だということがありますので、まずはその土を作物ができるような土に土壌改良しながら、作っていければという思いもしております。

この辺は地権者の方々と相談しながら何とか、先ほど役場の方からあったように、ある程度、協定書を結んだ後で動くというのが今の法律になっていますので、その辺をクリアしながら、あとは前に村長が話したように村の方からの支援事業で、何とかやって

いきたいなという思いがあります。

それで今、長泥で作物を作っても出荷できない状況なのです。出荷制限がかかっている状況ですんで、それを解除するには試験栽培をやって、実証栽培をやって、それからです。これはほかの 19 行政区も同じ対応をしていますので、やはりそういう手順を踏む中で進めていくということが、今できることなのかなと思っております。

それで長泥さんとも、多分、6 年～7 年、村も一緒に話をしてきた状況ではありますので、ここで「はい、さよなら」なんていうことはありませんし、これからももっともって長泥さんと一緒に進んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 地元委員。

地元委員 今、副村長が言ったけれども、試験栽培は去年やったから、2 工区から 4 工区は当然まだだけれども、あとの所は大丈夫だよね。

飯舘村役場 大丈夫です。

事務局 飯舘村役場さんお願ひします。

飯舘村役場 ただ今の地元委員がおっしゃった部分ですけど、帰還困難区域で今、環境再生事業工区を除くエリアという部分については、おっしゃるとおり今年度と昨年度で試験栽培と実証栽培を行いました。それで今後、解除される見込みであります。まだはっきりとそこが「いつ」とか「どこが」というところは協議を進めてはおりますけれども、まだ解除になったわけではなくて、「見込み」ということで、解除されるのではないかと見込んでいるところです。

今、副村長が申し上げたのは、その見込みのとおりで、環境再生事業エリア、特に第 4 工区については、今後そういう手順でということでありまますので、そういうご理解をいただければと思ひます。以上です。

地元委員 役場のお話で理解したのですが、去年と一昨年と試験栽培やったから、当然、今度の春先から一般的には大丈夫だなと思ひて、早いけど、2、3、4 工区以外の除染された土地は大丈夫だと思ひている人が多いので、早く判断してもらって、そのことをうまく伝えてもらわないと、黙っていれば、みんな自分の畑で作るようになると思ひよ。

飯舘村役場 ありがとうございます。地域における周知については、少し検討したいと思ひます。はっきりと時期はまだ、いつとはこちらに示されていないものですから、そのところは周知を図るようにしていきたいと思ひます。

事務局 今、議題から少しずつお話はそれているのですけれども、それでも全然構わないので、ご意見があればどうぞ。はい、万福委員。

万福委員 ありがとうございます。説明をありがとうございました。協議会の目的というのが多分、この資料 4 のところでご説明があつたのかなと思ひています。で、われわれ学識経験者、遠藤委員、信濃委員、田中委員が入っている中で、再生利用された土の安全性という評価が、最もわれわれが入っている意義だと理解しているつもりです。で、

あくまでもコメントです。誰から回答してほしいということじゃないのですけれども、十分、7年間という時間をかけて、環境再生事業でやった除去土壌であったものが、復興再生土壌として安全に利用できるという評価は、この協議会の中でできたのかなと思っています。

地元委員が最初の頃から、この再生利用の土の安全性がなかった場合は、われわれは打ち首だとおっしゃってましたけれども、その安全性というのは十分に評価されたのかなと思っていますので、十分それが、全国的にとまでは言いませんけれども、このホームページを訪れた方には分かるように、表現をしていただきたいなと思っています。

その観点から申し上げますと、今日ご説明のあった参考資料－１の２ページ目でございますけれども、「覆土あり」「覆土なし」、キャベツ、インゲン、サツマイモというのがございます。「覆土あり」「覆土なし」というのは、ここにいらっしゃる方々というのは、よく分かっていらっしゃるのだと思いますけれども、一般の方がパッとこれを見た時に、ここだけ見たら「何？」となるので、この「覆土あり」「覆土なし」の意味をしっかりと説明できるように、ホームページに掲載する時には細心の注意を払っていただきたいと思います。

議事４ですか、議事４になってから、資料－４の次の協議会といった話の中で最も出てくる意見が、環境再生事業が終わった後、管理から営農、それから地元になってからの話になるので、そろそろこの協議会としての意味合いを、第１フェーズというのですか、終わりなのかなと、あらためて認識させられたというか、認識を持ったところがございます。

われわれ、この7年間の協議の結果というのは、資料－４の２のところ、これまで協議会で決めたこと、共有したことということがございます。この部分についてもホームページに出す時に、多分、これだけだと思うのです、ここだけ読む方がしっかり分かるように表現をしていただきたいし、われわれも例えば学生だとか、有識者というか、学会とかの中でいろいろ問い合わせを受けることもございますけれども、ここを見てくれといったところができるように、取りまとめをしていただかないと難しいかなと思っています。

最後は、本当にコメントですが、これ7年間という非常に長い間の協議会を運営してきました。われわれ学識経験者に交じって、地元の長泥の方々というのは、地権者でもあり、被災者でもあり、復興を担う方でもあり、委員でもありという非常に難しい立場をご経験されたのかなと思います。葛藤であったりとか、ほかの地域の方々からいろんな意見を言われたりとか、後ろめたい思いをしたりとかいったことがあると思います。

ただこの事業がなければ、恐らく環境省さんは、環境再生事業というか、再生土の安全性について評価ができなかったと思っておりますので、地元から参加していただいている委員の方々に、何らかの形で感謝の意向をお伝えいただけるような場を設けて

いただきたいなと思って、コメントさせていただきます。以上です。

事務局 ありがとうございます。では、せっかくなので隣の遠藤委員、何かご意見ございますでしょうか。

遠藤委員 そうですね、私は途中からうちの大迫委員に代わって入ってきたのですが、除去土壌の安全性ということで入りましたが、途中からやはり営農の話がメインになってしまったという、ちょっとなかなかお役に立てなくてコメントができない状況でしたけれど、それは裏返せば除去土壌の再生利用自体が問題なかったということで、次のフェーズの話に移っていったと理解しております。

ですので、今後、何と言いますか、理解醸成という中で、最初の頃に私もちょっとコメントさせていただきましたけれども、除去土壌の話がなかなか薄いと言いますか、そういう話が非常に少ないなと思ってはいて、どちらかというと営農の話、試験栽培の結果ということがメインにあって、そこと除去土壌との関係性というのが、やや希薄だなと私はずっと思っていたので、今後、長泥の拠点など、ああいった所での活動の時に、理解醸成の資料とかで、私の方でも少しコメントさせていただければと思っております。

あと先ほどの説明にあった長泥の拠点ですが、外部の人も使えるようになると良いなと思っていまして、例えばわれわれが見学に行った時に、あの場所で少しワークショップが開けたりセミナーができたり、そういった使い方ができるとすると、いろいろと私の中にも使うアイデアというのがあるなと思っていたので、なんかそんなこともできたら良いなと思っておりました。私、ずっと三春町におりますので、何かあれば、またお手伝いに来たいなと思っています。以上です。

事務局 ありがとうございます。では、「ながどろひろば」の使い方については、環境省さんも引き続きご検討いただければと思います。では、信濃委員、いかがでしょうか。

信濃委員 信濃です。この協議会には第3回から参加させていただきました。もともと福島に住んでいて、今、北海道に住んでおりますので、それでも年間10回ぐらいこちらの方に来て、いろいろやっているのですけれども、何をやっているかという、やっぱり研究の方をやっています。で、土壌の違いとか、そういうものを調べていく中で、飯舘の土というのは、実は放射性セシウムも非常に植物に移行しにくい、ある意味では非常に使いやすい、良い土だということが分かって。それはどこで比較するかということなのですが、それ以外の地区という意味においては、ほかの地区においては、比較的、移行しやすいような土壌なのかなというようなことも考えられます。

なので、今後、ここで培ってきた再生事業というものを、ただ「大丈夫だ」ということで展開するのではなくて、環境省さんにいいたいのですけれども、丁寧に、同じようにきちんとやっていくということが、理解を、皆さんから信用を受け継ぐというような意味では、非常に重要になってくるのかなと思っております。

理解醸成に関して一言、付け加えたいのですけれども、うちの大学の方でも毎年、人

を集めて、福島の方に来るようにしております。授業でも何コマか取って、経緯からどういうことになっているのか、長泥の事業も紹介しております。もうすぐ5年たつのですけれど、5年間の中で実際に2名の学生が福島県の職員になりました。全く福島にゆかりのない人たちには、個別に事故当時どういことがあったのだとか、いろんなこれまでの行政上に係ることを私が自分の知る限りでお伝えして来て、事故から10年以上たって、ぜひとも福島でやりたいと、復興という形に携わりたいということをいまだに思ってくれる学生がいるということを考えたら、「たった2人か」ということもあるかもしれないのですけれど、「2人も」という考え方もあるかと思うのです。そういう若い人たちを少しでも福島に、あるいは飯舘村に直接来てくれて、そういうところに携われるようにするという意味においては、理解醸成は内輪だけじゃなくて、やはり広くきちんとやっていくということが、今後重要になってくるのかなと思っております。どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございます。地元委員、どうですか。

地元委員 私は長泥が地元で、環境再生事業というのを見ては来ましたが、委員として今回、初めて参加させていただいて、皆さん大変ご苦労なさったと、あらためて感じたところです。これから皆さんが努力して培ってきたものを生かして、これからの様々な行政区の進め方を、長泥地区のみんなと協力しながら進めていくので、今後ご協力よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。地元委員、いかがでしょうか。

地元委員 難しいことはちょっと分かりませんが、今、村内の農業をやっている中で、お年寄りが食べる分だけの作物を自分たちで作っている中で困っているのが、野生鳥獣の獣害でありまして、専門的でもないですけれども、今駆除の方の仕事に携わらせていただいております。長泥の方も、まだ解除されない所、ちょっとそうしないと環境省さんの方で従来の駆除をしていただけるといことで、このあいだ了解をしたところあります。

村全体から見ても一番困っているのが、獣害で困っているお年寄りたちが作物を作るのをやめるということ。大体そんなことしか聞かきませんので、今後とも、少しではありますがありますが、そんなところを重点的に私も頑張っていきたいなと思います。また皆さんにもご協力いただいて、長泥に人が戻って来られるようになれば良いのかなと思っております。以上です。

事務局 ありがとうございます。地元委員、お願いします。

地元委員 私は委員になってまだ3年でして、3年前にはもうこういう状態が決まっていたというか、方向性が見えていたのかなと思っていたので、私が参加した頃にはもう、まあまあうまくいっているのかなという感じで見ていました。

ただ私、隣の行政区なもんですから、毎回、搬出入についてはお願いしていたのです。とっても県道が細いので、うちの行政区、除草なり何なりお願いしますよと言って、3

年間お願いしましたが、一つもやってもらえませんでした。今後もないのだろうと思うと、うちの行政区に保管してあった高濃度の土を中間貯蔵施設に運んだ時に、長泥と蔵平の間から津島の方に抜ける道路があるんですけど、その時はあそこを使ったので、今度もあそこを搬送経路にさせていただきたいなと思うくらいです。

なぜか知らないのですが、高濃度の時、あそこの道路を使いましたので、あそこを通っていただいた方が、多分、搬送距離も相当短くなると思います。要は、どうするかをご検討いただければと思いますんで、私、やらないでくださいとか、やることじゃないとかじゃなくて、やっていただくのは大変良いのですが、周りの行政区も絡むので注意していただければ、ご協力いただければということで、再三お願いしていました。

あと理解醸成の分で、私、昨日、環境省さんが一生懸命、理解醸成やってらっしゃるということなので、YouTube で「なすびのギモン」をずーっと見させていただきまして、まあまあ良いことやっているのだなと思いました。ただ、なんか1つの YouTube が3分位しかないんですよね。もうちょっと長めにあっても良いのかなと、なんか半年に1回ぐらいしか新しいのが出ないのに、3分ってどうなんだろうなと思うので、その辺をもうちょっとうまくやっていただければ。

あと、この参考資料－2の一般向けのアンケートの結果の中身の中盤辺りにもありますけれども、「実情が知れて良かった」とあります。県外最終処分のお話は法律でそう決められているからという説明だけじゃなくて、やった方がよいという意見が出ていますよね。これ若い人が言っているんですよね、多分。若い人もそう思っているのだから、若い人がここまで理解してくれている人もいるのだから、環境省さんももうちょっと努力された方がよいのかなと思いました。以上です。

事務局 ありがとうございます。輸送の件については、何かご意見は。

環境省・岸 ありがとうございます。輸送の件については、いただいた意見を踏まえまして、今後できることを対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

事務局 では最後に、この事業が始まった時の長泥の区長だった地元委員)、一言お願いします。

地元委員 今まで7年というか、委員の方、本当に協力してもらって、今もいろいろな意見を出してもらって、一生懸命ここまで協議してもらったり、考えてきてもらったり、本当にありがたいなと思っています。でも相当、環境省さんにいろいろ7年間しゃべってきました。細かいところまで環境省の福島事務所さんに前からずっと7年間しゃべってきたんですけども、だからそれを赤石沢さんというか、上の方に、中野参事官まで、今までしゃべったことが通じていないというか、通ってないと思うんです。細かいところまで環境省の福島の人に話しているけど、東京にいる人にも、もっと通じ合うようになってもらいたい。

自分が話したことを、やるとかやれないとかいろいろな答えが、駄目だとかということもあると思うんですが、分かりやすく丁寧にやると国は言っているのですけれども、こ

ういう、みんな周り見たってすごいでしょ。この中で話せと言われたら、本当に重要なのは細かいとこまで住民の話聞くということかな。もっと環境省も国も、この実証事業というのを、自分としては汚染土と言うのですけれども、それを協力しているんですから、もっと全国に分かりやすく説明するとか、現地に来て一生懸命、環境省もやっていると思うんですけれども、もっと地元の人のお話を聞いたり、家に話に行ってもらいたい。

環境省や国には、もっと自信を持って責任を持って、「こうなっていくんだ」と。飯舘村はこうするんだとか、住民がどうするんだとかじゃなくて、これ世界で初めての事業と言ってるんですから。長泥が成功しないと、こうやれば長泥みたいになるんだよ、とならないと。明るい未来がないというか、そうじゃないとあの土は他では使ってくれない。

前から言ってるんですけど、これ福島県で使わないと、福島県でも2割か3割使うから7割は出してくださいと、福島県も協力してもらおう。村も協力してもらえば良いんです。県ももっとみんなでこの再生というか、この実証実験やっている段階で、この帰還困難区域を復興できる、こういう土壌を使えば、こういう産業ができたり、農業もできるんだという道しるべ、そういうのを国も先に立ってやっていただきたいなと思っております。以上です。

事務局 ありがとうございます。地元委員。

地元委員 すいません、今回、環境省さんはじめ、県の方とか村の方もいらっしゃるということで、先ほどの1工区の県道62号線の件、赤石沢企画官の方から、取りあえずは借地をして広げるところまでお話を聞きましたが、その後は今、県の方と協議中ということであったのですが、県の方も見えていらっしゃるようですし、村の方もいらっしゃるということで、ぜひともお願いします。

今、地元委員から出ているように、初めての事業で、これが成功すれば、もっと車の往来も増えるのではないのかなと。そうした時に、比曽行政区の方から今、車で走ってきたところを想像すれば分かると思うのですが、長泥に入った瞬間に1車線になってしまう。長泥の中でも2工区、3工区の部分が2車線になる、で、3工区、4工区の間でまた1車線になって、4工区が2車線になる状況の中で、非常に走りづらい。あとは、慣れない人が安心して車で通れない状況かなと。

われわれ、生まれ育ってきた所なので、こんなものかなと思って走っていますけれども、やはり日本全国から長泥に訪れてもらいたいというか、その時のことを考えると、ぜひとも県道の方でも道路を全線2車線でつないでいただいて、安全・安心して通行できる、これだけの事業をやったらどういう、自分の目で確かめていただけると、そうしていただきたいなということで、今の行政区長という立場で申し上げますが、そういうことで環境省の方でも、県の方と協議を進める時にそういう話をしていただきたいですし、今いらっしゃっている、直接担当かどうかは分かりませんが県の方も、地元のこういう話を持ち帰っていただいて、少しでも前向きに考えて、安全・安心して通れ

るような道作りにつなげていただければなと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

事務局 ありがとうございます。ではその件については、環境省さんとか飯舘村さんと協議していただければと思います。そろそろ予定の時間になりますが。地元委員。

地元委員 その他の件でお話をしようと思ったのですが、大体、時間も時間になりますので、私の方から1つ環境省さんに要望、要請したい件がございます。今いろいろお話あって、この環境再生事業ですか、長泥地区にどうだという話があった時には、本当に除染土を入れて、地元委員でなくても、産業廃棄物の処分場所にならないかなってということで、本当に心配したんですが、当然、帰還困難区域ということで、当初、黙っていてももう5年間は手を付けないと。それから今度は計画してどうのこうのというような話で、もう7年も8年も空白の時間ができるということで、長泥の住民も、何とかしなければならぬということで、当時、会議室も何にもなかったから、組ごとに集まって話をしてもらった。そして今度は、2回、3回ですか、臨時区会ということで、全戸にこの事業を受け入れする時には、全員で何とか協力して成功させるために、反対のないようにということで取り組んだというのが経過でございます。

その時に、これ仮置場の件であります。今回、そういうような事業を受け入れるのですが、当時、この環境再生事業に対して資材を置くヤードということで、仮置場をなんとか頼みたいということで、当初は10ヘクタールほどの面積が必要だということでありました。その時も、やはりみんなが納得しないといけないということで、環境省から出る借地料については、行政区が中に入って管理してということで、2割は地権者が受け取り、残りの分は行政区で管理して、みんなに平等に分配することによって反対者が出ないように取り組んできました。2工区、3工区、4工区は基盤整備で良くなるので地権者は理解できるけれども、関係ない所の人の反対もあるということで、取り組んだと。ここにきて今度は、2工区、3工区は、表土が今なくて、まだできない状態がありますが、やっとなんか進んできた。それで、今年から仮置場を返還するという状態になったわけですが、環境省の都合で、本当にポツラポツラと返す計画なので、今回第1回目で私のところも、今年から開始というような話がありました。それで2回ほど現地等で説明を受けたのですが、その時に、これほどいろいろ協力して、今言ったように全国で前例がないというような事業を取り入れたのですが、今度は仮置場を返す時には他の行政区と同じで、現状復帰でないと駄目だということで、現場で形悪いかからちょっと直してほしいとか、曲がっているから真っすぐにしてほしいとか、あと堀を掘ってもらえないとか、いろいろ要望するのだけれども、環境省の担当の話では、まずもってやったことのないことはできないと、あと他でやってないからできないと、前例がないからできないと、最後には、マニュアルがないからできないというような話でありました。

そういうようなことも理解はできるのだけれども、こういう特別な事業を受け入れ

て、協力しているということで今度、仮置場を返す時には、少数で、1町分か2町分で返すっていうようになっているから。当然、小規模の基盤整備等が出来ないか飯舘村さんの方にもちょっとお願いしてあるのだけれども、なかなかそういうような返事がないという中で、やはり今回、こうやって返す時に、当然ながらそれ相当の、ほかの地区とは別な基準で返すべきだと私は思っておりますので、特例的なマニュアル等を作成して、今年からですが、そういうことで臨んでもらいたいということで強くお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

環境省・岸 ご意見、ありがとうございます。ちょっとこの場ですぐに回答できなくて、大変申し訳ないのですが、いただいたご意見も踏まえながら、また持ち帰って検討させていただきたいと思いますので、引き続きご相談させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

地元委員 すいません、担当者にも言ったんですけど、内部で協議していると言っているのですが、なかなか福島地方環境事務所だけでは何だかできないような話で、今日来ている中野参事官はじめ、そこら辺は、特例的な一般的なものの仮置場の返地ではないですから、よろしくお願いいたします。

環境省・中野 もちろん、私も持ち帰って検討させていただきます。

事務局 はい、地元委員。

地元委員 私事で申し訳ないのですが、一番最初に集まった時にこんな話、随分したんですけども、1工区の件でちょっと話したいんです。1工区も設計できて、5、6年でやるよと、ちょっと前とだいぶ違う、河川は前と同じような感じでのすけれども、盛土の件で、個人の考えで言うのだけれど、この除染土というものは今、どこでも使うところがなくて困っている。それでどうしようもないということで、実際これ、われわれ長泥地区では広げてやっている。それを新たに県内で誰かがやらなくては、絶対ほかには持って行けないのではないかという話は前から言ってるんです。だからちょっと頭を柔らかくして、村の除染土がないのだったら、大熊からでも双葉からでも持って来て、そして飯舘村で使って、この除染土また使ったんだよという、そういうやり方をしないと、あの除染土はなくなる。住民側からこれを打診しているんだから、環境省はこの案を上を打診して、1工区に除染土を入れて、今度は長泥地区でまた土入れたんだって、福島県ではこうやってきたという見本をみせない。これが一番良いのは、実際にやっている長泥でやるのが一番、今のああいう意味では良い場所だと思う。だからそこに取りあえず、こういうわけで持ってきて、こうやって長泥地区で始まったという、そういう方向もちょっとあるかと思う。だからまた新たに持っていく人がいるよりも、まず大前提としては、村の除染土を入れて長泥でやっているわけなんだから、今、その除染土がなくて、今度、前の設計通りにいなくて、今回はだいぶ面積も10町歩が6町歩になっているような現状だけれども、今われわれが使う土地でない、未来の土地なのだから、だからちょっと考えようと前からいっているわけです。それをおそらく

今の状態でやって、今の流れで他から持ってきて長泥に入れたとやれば、福島県でこうやってまたここへ入れたとなれば、他の地区にも他の県にも入って行くんじゃないかと。一番簡単なのは、それが一番早いと考えるのだけれども、個人の考えで申し訳ないですけど。

環境省・岸 ご意見ありがとうございます。双葉町、大熊町にある中間貯蔵施設の除去土壌を持って来たらどうかというご意見、ご提案というふうに受け止めさせていただきました。そういった使い方については、環境省だけでなく、福島県ですとか飯舘村とも相談が必要で、この場でちょっと決められないということがございます。

まずはこの協議会、始めた当初から、飯舘村内で発生した除去土壌を何とかしようということに進めているところでございますので、1工区についても、今、保管してある飯舘村の除去土壌の 5,000Bq/kg 以下の土を使って、何とか早く完成させていきたいというところが今、環境省で目指しているところというふうに、まずはご理解いただければと思っております。

地元委員 設計も全部決まっているわけだから、頭を柔らかくしてやらないと何にもできないよって、前に進まないよって。だから一番先に、今やっている所でやれば違うのではないかと言ってるんです。そうでないと全然、あの土は何処にも行かないよ。以上です。

事務局 言い足りない方もいらっしゃるかもしれませんが、定刻を過ぎてしまいましたので、この運営協議会が今回をもちまして改組されますので、最後にとということで、飯舘村の副村長というお立場で中川委員にご挨拶いただければと思います。

飯舘村役場・中川委員 締めのご挨拶ということでご指名いただきましたが、本日は委員の皆様、関係機関の皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。内容のある大変貴重なご意見、ご教示いただきましたことを感謝申し上げます。

この会議の中でもございましたが、今回を持ちまして、学識経験者の委員の皆様方には、一度、ご退任いただくこととなりますが、改めてこれまでの取組に感謝を申し上げたいと思います。引き続き、長泥地区を見守っていただきたいと考えてございます。必要あれば、叱咤激励とともに、ご指導ご鞭撻をいただければと思っているところでございます。最後になりますが、皆様方のますますのご発展、ご活躍をご祈念申し上げて、御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。これをもちまして、第17回飯舘村長泥地区環境再生事業運営協議会を閉会とさせていただきます。